

トラック運送事業者向け

これだけは知っておきたい 個人情報保護法

平成17年4月1日全面施行

個人情報の漏えい事件・事故が増加しています！

個人情報保護法の成立後、個人情報の漏えい、紛失事故が相次いでいます。企業自らも公表、メディアも積極的に取り上げているためですが、実は、従来も多数発生しており、氷山が全貌を現し始めたと考えられます。

▶ 個人情報漏えいの企業経営へのインパクトは甚大です！

事故賠償額は予想以上に大きく、また、個人情報漏えいは、「反社会的行為」との認識が強く、企業ダメージは計り知れません。輸送途中の事故等による個人情報漏えいは、荷主企業の信頼を失うという形で、委託を受けているトラック運送事業者にも影響を及ぼします。

転ばぬ先の杖、リスク管理体制の構築が急がれます！

 社団法人 全日本トラック協会

日本路線トラック連盟



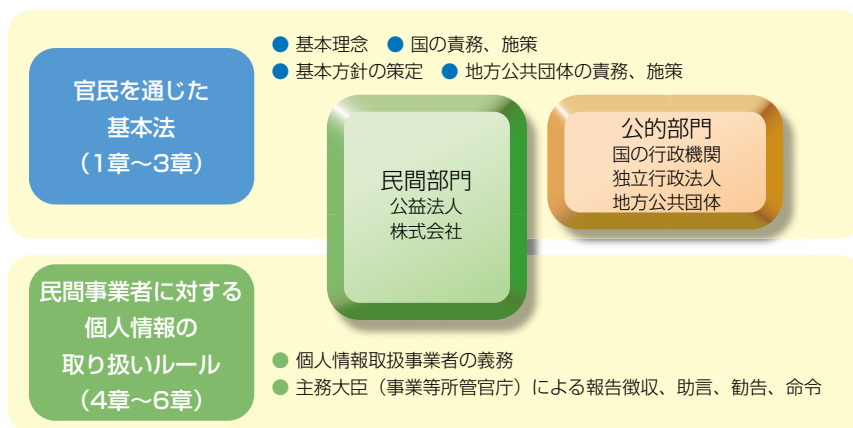
個人情報保護法とはどんなもの？

目的は

この法律は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

体系は

この法律は、公的部門と民間部門の双方を対象とした基本法の部分と、民間の事業者に対する個人情報取り扱いルール的一般法の部分から構成されています。



個人情報保護法はなぜ必要？

近年のIT化の進展に伴い、企業における個人情報の価値の増大や集積量、利用範囲はますます広がっています。こうした個人情報の取り扱いは、今後も拡大していくと予想されますが、個人情報は、いったん誤った取り扱いをされると、個人に取り返しのつかない被害を及ぼす恐れがあります。実際、操作ミス、悪意の利用者による情報漏えい、売買等、“情報”に対する脅威も深刻化してきています。

トラック運送事業でも、情報のネットワーク化、取扱情報の大量化が進展していることはもちろんのこと、配送のために氏名、住所、電話番号に代表されるような個人情報が不可欠となるため、これら“情報”に脅威が及ばないように個人情報保護に関する管理体制に取り組んでいくことが求められます。

このため、IT社会の個人情報を安全に保つための制度的基盤として、平成15年5月に「個人情報の保護に関する法律」が制定されました。

この法律における民間の事業者（個人情報取扱事業者）の義務は、平成17年4月1日から施行されます。

ガイドラインができています

国土交通省では、この法律に基づいて、平成16年12月に、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」を定めています。トラック運送事業者は、個人情報保護法と同時に、このガイドラインについても遵守しなければなりません。



個人情報とは何を指すのだろうか？

個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。画像や音声、特定の個人を識別できるメールアドレス情報も対象として捉えられています。

氏名、性別、生年月日がその典型例ですが、個人の身体、財産、会社における職位、身分などの属性に関する情報でも、氏名等と一体となって特定の個人を識別できるものであれば「個人情報」に当たります。

また、それだけでは特定の個人を識別できなくても、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる場合も個人情報に当たります。

例

- ・引越の申込書（氏名、電話番号、住所の他、家族構成、部屋の間取り、転居先などの情報が記載されているケースが多く、個人情報に当たります。）
- ・給与台帳の磁気テープの輸送（給与台帳は、氏名、生年月日、性別、資格、給与等の個人情報を含んでおり、その貨物は個人情報を有する貨物であるといえます。）
- ・特別積合せ運送や宅配便等の原票控え片、受領片（氏名、住所、電話番号等の個人情報を含む。）
- ・運転者台帳（性別や運転免許証のコピー等の個人情報を含む。）
- ・トランクルームの預かり書、保管明細書（個人の寄託した貨物等の個人情報を含む。）
- ・通販、百貨店等の荷主から配送委託された個人宛送付先

トラック運送事業の固有の個人情報

従業員の情報

企業が持っている従業員の人事や給与、社会保険などの台帳などは、個人の氏名、性別、生年月日、その他にも所得や役職、評価、家族構成など多くの情報を含んでいます。どの企業にも当てはまる個人情報となります。

個人情報

氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できる情報

個人情報データベース等

個人情報をコンピュータで検索できる
分類して容易に検索できる

保有個人データ

個人情報取扱事業者が、
開示、追加、削除、訂正など
の権限のある個人データ

一つひとつが 個人データ

- ・自社の従業員情報
- ・お客様の個人情報

五千人を超えると、
個人情報取扱事業者

個人情報データベース等

個人情報データベース等とは、コンピュータなどを用いて個人情報を検索することができる体系的に構成されたものをいいます。

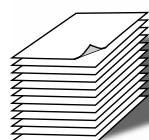
また、帳票や申込書などの紙の情報を五十音順、生年月日順、住所別など一定のルールで整理、容易に検索できるようになっているものも含まれます。

例

アイウエオ順などに引越の申込書を分類したもの

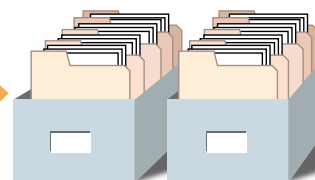
個人情報を含む引越申込書を、五十音順など分類して容易に検索できるようにしたものが、個人情報データベース等となります。

申込書が未分類のもの



個人情報

申込書を五十音順に分類したもの



個人情報データベース等

個人データとは

個人情報データベース等を構成する個人情報をいいます。

先の例では、引越申込書を五十音順に分類した個人情報データベース等を構成する一つひとつの申込書を指します。

保有個人データとは

次に示しています「個人情報取扱事業者」が、開示や内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいいます。

● 保有個人データに含まれないもの

- ・ 6ヶ月以内に消去するもの(国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドラインによる)。
- ・ 個人情報取扱事業者が持っている個人データであっても、第三者から提供を受けたもので、開示、内容の訂正などを行える権限がないもの。

「荷主企業から、配送を行うための氏名、住所、家族構成等の個人情報を含む送付先データを渡された。」これは、その情報の開示、内容の訂正などを行える権限がトラック運送事業者にないため、保有個人データには含まれません。



個人情報取扱事業者に該当する企業は？

同法で定められた義務を負う対象を個人情報取扱事業者と呼びます。これに該当するのはどのような企業なのでしょうか。

この法律では、5千人を超える個人データをコンピュータなどを用いて検索することができるように体系的に構成した「個人情報データベース等」を事業に利用している事業者を指します。

時期によって個人データの件数は異なっていると思われませんが、過去6ヶ月以内のいずれかの日に、個人情報によって識別される特定の個人の数合計が5千人を超えている場合には、個人情報取扱事業者に該当します。

個人情報取扱事業者には7つの義務があります

1 利用目的の特定、利用目的による制限

- 個人情報を取り扱うに当たって、利用目的をできるかぎり特定しなければなりません。
- 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってははいけません。

特定している例

- ・ お客様からお預かりした商品の発送のために利用いたします。
- ・ ご記入いただきました氏名、住所、電話番号は、通販会社より委託されたカタログ通販のご案内先として利用いたします。

目的外の利用の例

- ・ 本人の同意を得ないで、引越申込書をもとに家具販売のパンフレットを送付した。

2 適正な取得、取得に際しての利用目的の通知、公表

- 偽り、その他不正な手段によって個人情報を取得してはいけません。
- 個人情報を取得したときは、本人に速やかに利用目的を通知又は公表しなければなりません。また、本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければなりません。

明示している例

- ・ 申し込み時に入力いただく個人情報は、引越のお見積りに必要な範囲内でのみ利用（業務委託先への開示を含む。）します。お客さまへの同意なしに第三者へ開示・提供することはありません。
（ホームページであらかじめ利用目的を公表している例）
- ・ 当見積書に記載されたお客様の情報（個人情報）は引越業務以外には使用致しません。
（全日本トラック協会「標準見積書様式」の例）

3 正確性の確保

- 利用目的の達成に必要な範囲で、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければなりません。

- ・ 個人情報データベース等に収まった個人データの内容は、一律に、常に最新にする必要はなく、それぞれの利用目的に応じて、その範囲内で対応すればよいとされています。
- ・ 体系的に分類されていない個人情報では、正確性の確保の義務はありません。

4 安全管理措置

- 個人データの漏えいや滅失を防ぐために、必要かつ適切な安全管理措置をとらなければなりません。
- 安全に個人データを管理するために、派遣社員等を含む全従業員に対し必要かつ適切な教育、監督を行わなければなりません。
- 個人データの取り扱いについて委託する場合、委託先に対し必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

- ・ 個人データの保護を目的とした、組織体制や規程、手順書等の整備・運用が必要です。
- ・ パート、アルバイトを含む従業員に対しては、従業員教育を行うほか、雇用契約書に機密保持に関する事項を盛り込みます。利用運送では、傭車先への個人情報の預託が生じる場合に、個人情報保護に関する内容を盛り込んだ契約書を交わすことも挙げられます。

5 第三者提供の制限

- あらかじめ本人の同意を得ないで、他の事業者など第三者に個人データを提供してはなりません。
- あらかじめ、第三者への提供を利用目的とすること、提供する個人データの項目や手段等を本人に通知しているときは、本人の同意を得ずに第三者に提供することが可能です。ただし、本人の求めに応じて第三者提供を停止することが必要です。
- 業務委託の場合、会社の合併等の場合、一定の事項の通知等を行い特定の者と共同利用する場合は第三者提供とみなされません。

・委託先に個人情報を含む配送先データを渡すことは、個人データの第三者提供には当たりません。委託先の監督義務が生じます。

6 保有個人データの開示、訂正、利用停止等

- 保有個人データの利用目的、開示等に必要な手続き、苦情の申し出先等について、本人の知り得る状態にしておかなければなりません。
- 本人の求めに応じて、保有個人データを開示しなければなりません。
- 保有個人データの内容に誤りがあるときは、本人からの求めに応じて、訂正等を行わなければなりません。
- 保有個人データを義務に違反して取り扱っているときは、本人からの求めに応じて、利用の停止等を行わなければなりません。

・問い合わせ窓口を設け、店舗やパンフレット、ホームページ上に掲載することが挙げられます。
・荷主企業から預託された個人情報は、保有個人データには含まれませんので、データの開示、訂正、利用停止の義務は生じません。

7 苦情の処理

- 本人から苦情などの申し出があった場合は、適切かつ迅速な処理に努めなければなりません。
- 本人からの苦情を、適切かつ迅速に処理するため、苦情受付窓口の設置、苦情処理手順の策定等、必要な体制を整備しなければなりません。

この法律に違反すると

個人情報取扱事業者が義務規定に違反し、不適切な個人情報の取り扱いを行っている場合には、事業を所管する主務大臣（国土交通大臣）が、必要に応じて、事業者に対し勧告、命令等の措置をとることができます。もし、事業者が命令に従わなかった場合には、罰則の対象になります。

6月以下の懲役、又は30万円以下の罰金



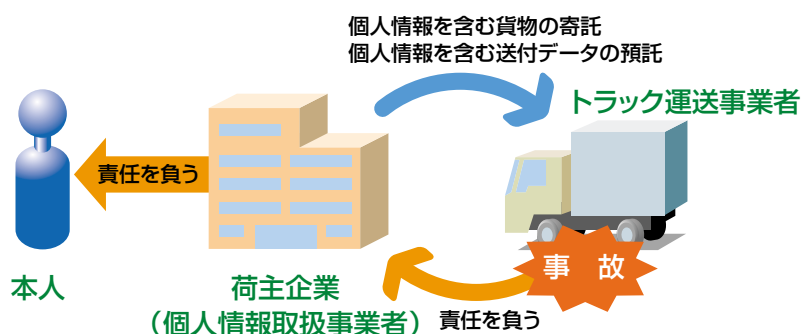
個人情報取扱事業者に該当しなければ、関係がない？

トラック運送事業者みずからが、個人情報取扱事業者に該当する多くの個人情報（5千人超）を持っていなければ、同法は無縁のことなのでしょうか。

例えば、荷主企業から配送を引き受けた貨物が個人情報を含む場合、荷主から配送委託に伴って預託された送付先データが個人情報を含む場合などは多いと思われます。この場合に、トラック運送事業者の輸送途中などに紛失、流出等の事故が起きると、本人からの直接的な責任は荷主企業が負うこととなりますが、トラック運送事業者についても荷主企業への責任が生じます。

また、荷主企業も、個人情報を含む貨物の配送委託を行う場合や、個人情報を含む送付先データを預託する場合、委託先に対し必要かつ適切な監督を行わなければなりませんので、**個人情報の保護に関する管理体制をしっかりと構築していることがトラック運送事業者選択の条件になってくる**ことも予想されます。

このように、自社が個人情報取扱事業者にあたらずとも、関係のない法律とはいえません。



義務を怠った場合の罰金自体は30万円と多額ではないように思われますが、個人情報保護に関する管理体制を構築せず、何らかの問題が生じたり、情報漏えいや紛失などの事故が起きた場合、損害賠償責任が生じることもあり得ます。そして、なによりも事業者のイメージダウンや信頼の失墜を招き、企業経営への影響は計り知れないものがあります。

転ばぬ先の杖、個人情報保護法に対応したリスク管理体制の構築が急がれます！

法とガイドラインに則った対策を実施しましょう。プライバシーマーク取得も一つの方法です。

プライバシーマークとは

個人情報の取り扱いについて、適切な保護措置を講じる体制を整備している事業者に対して認定が付与される制度。日本情報処理開発協会が実施運用しています。

個人情報の取り扱いを適切に行っているかどうかの基準は、JISQ15001に従って、個人情報保護に対する体制を構築しているかです。

情報主体である個人は、プライバシーマークによってその組織の個人情報の取り扱いが適切であることを容易に判断することが可能となります。



- 付与の認定単位： 民間事業者単位
- マークを使用できる場所等： 店頭、契約約款、説明書、宣伝・広告用資料、封筒、便箋、名刺、ホームページ等
- マーク付与の有効期限： 有効期限は2年間。以降は2年毎の更新。



日本路線トラック連盟

〒163-1519 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号
新宿エルタワー19階 TEL.03(5323)7109(代)
ホームページ <http://www.jta.or.jp>

〒105-0014 東京都港区芝2丁目29番11号
高浦ビル8階 TEL.03(3769)5581(代)
ホームページ <http://www.rosen-renmei.jp>